
令和8年度事業計画

【I】策定基調

我が国の経済は、長期に亘るデフレ、世界的な金融危機や度重なる自然災害など、幾度となく困難な状況乗り越え、「デフレ・コストカット型経済」から「成長型経済」への移行の分岐点に立っている。

このため政府は、「責任ある積極財政」の下で、「危機管理投資」と「成長投資」を通じて、時代の要請に応える経済政策を力強く進めていくこととしている。

こうした状況の中で、昨年6月に成立した「トラック適正化二法」に関しては全面施行に向けて、事業許可の更新制度、適正原価の策定等に向けて、国土交通省と強く連携を図り、業界が一致結束して、取り組んでいくこととしている。

また、本年4月に施行される、委託次数の制限及び違法な「白トラ」に係る荷主等の取り締まりに関しては、会員事業者及び荷主に対し、事業の推進について、周知徹底を図り、業界の健全化を押し進めることとしている。

さらに、安心して安全な輸送サービスを提供するため、飲酒運転根絶をはじめ交通事故防止の推進を図るとともに、車両技術向上対策の推進、社会的評価向上対策の推進について取り組むこととしている。

以上を踏まえ、今後のトラック運送事業の進化・発展に向けて、令和8年度事業を下記に示す最重点施策及び重点施策の12本を柱に立て、諸活動を積極的に展開し、我が国の経済とくらしを力強く支えていくこととする。

【最重点施策】

- (1)トラック適正化二法及び改正物流法への対応
- (2)標準的運賃の活用等による運賃・料金収受の推進及び軽油引取税の暫定税率の廃止に伴う今後の対応
- (3)交通事故防止、飲酒運転根絶及び労災事故防止の推進
- (4)トラック・物流GメンとGメン調査員の連携による荷主対策の深度化の推進
- (5)燃料高騰対策等の推進
- (6)多様な施策による良質なドライバーの人材確保、及びマナー教育の推進
- (7)適正化事業の推進(D・E事業所の重点化)による法令遵守の徹底
- (8)新技術を活用した物流DX及び効率化の推進

【重点施策】

- (1)交通事故防止対策のさらなる取組みの推進
- (2)大規模自然災害発生時における緊急輸送体制の確立
- (3)環境・GX対策及びSDGs対策の推進
- (4)広報媒体を活用した対外的なPR対策の積極的な推進

【Ⅱ】事業計画

【最重点施策】

(1)トラック適正化二法及び改正物流法への対応

①トラック適正化二法の施行に向けた対応

- ・国土交通省において検討が進められている事業許可更新制度、適正原価の策定等に向け、トラック適正化二法対策委員会での審議を踏まえ適宜対応する。

②委託次数の制限及び違法な「白トラ」に係る荷主等の取締りに関する周知と遵守に向けた対応

- ・今年度（令和8年4月1日）施行される、委託次数の制限及び違法な「白トラ」に係る荷主等の取締り、書面交付義務等の利用運送事業者への適用に関し、会員事業者及び荷主に対し、リーフレットの配布、セミナー等により周知徹底を図る。

③改正物流法に係る商慣行の見直しや荷待ち・荷役時間の削減等物流効率化に向けた対応

- ・今年度（令和8年4月1日）施行される、改正物流効率化法の特定事業者指定と当該特定事業者に対する中長期計画の作成及び定期報告等の義務付けに関し、会員事業者及び荷主に対し、リーフレットの配布、セミナー等により周知徹底を図る。
- ・改正物流法（改正物流効率化法及び改正貨物自動車運送事業法）に基づく、「物流効率化のための取組み」や「書面の交付」等の規制措置について会員事業者に対し周知徹底と支援を行う。
- ・商慣行の見直しや荷待ち・荷役時間の削減等物流効率化に向けた取り組みを促進するため、関係行政機関や関係団体等との連携を図り、着荷主を含む荷主や一般消費者等への理解促進を図るための環境整備を推進する。
- ・国土交通省及び厚生労働省と連携を図り、中央及び都道府県の協議会が引き続き適確に運営されるよう地方協議会における事業を支援する。

④中小受託取引適正化法（取適法）の周知と遵守に向けた対応

- ・関係行政機関と連携し、トラック業界向け取適法・振興法説明会を開催し、リーフレットの配布等により、会員事業者及び荷主に対し周知徹底を図り、適正運賃収受に向けた対応を図る。

⑤時間外労働の上限規制 960 時間及び改正改善基準告示の遵守に係る対応

- ・時間外労働の上限規制 960 時間及び改正改善基準告示の遵守に向け、セミナー等を通じ、会員事業者に対し関係法令や告示について引き続き周知徹底を行う。
- ・荷主や一般消費者等に対し、リーフレットの配布等により荷主等への理解促進を図るための環境整備を行う。
- ・時間外労働上限規制や改正改善基準告示への対応状況等の実態把握を行う。

(2)標準的運賃の活用等による運賃・料金収受の推進及び軽油引取税の暫定税率の廃止に伴う今後の対応

①標準的運賃の活用及び原価管理の徹底等による運賃・料金収受の推進及び軽油引取税の暫定税率の廃止に伴う今後の対応

- ・ドライバーの労働条件改善を目的とした価格転嫁に向けた荷主交渉を促進するため、会員事業者に対し荷主対策セミナー等を開催する。
- ・「標準的運賃」及び「燃料サーチャージ」のほか、附帯作業料・待機時間料や高速道路料金など実費について、事業継続に必要なコストが収受できるよう、実態の把握に努め、積極的に広報・周知活動を行う。
- ・軽油引取税の暫定税率の廃止後においても、荷主から不当な運賃の減額等が行われないよう、実態

把握に努め対応を図る。

- ・公正取引委員会の「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」及び「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に基づき、特に労務費やエネルギーコストの上昇分が取引価格に転嫁できるよう、転嫁対策を推進する。また、パートナーシップ構築宣言の普及に向けて積極的に対応する。
- ・会員事業者に対し、標準的運賃を踏まえた原価計算と料金の考え方を周知し、荷主に対する適正な価格転嫁を後押しするための諸施策を展開するとともに、積極的な広報・周知活動を行う。
- ・標準的運賃と自社原価の関連を踏まえた交渉方法など、標準的運賃活用セミナーを開催するとともに、運賃交渉相談会の実施、専門家による経営診断及び個別運賃交渉相談に係る費用に対する助成など、適正運賃の収受に向けた支援を行う。
- ・業界の経営状況を的確に把握するため、業界の指標となる経営分析報告書のとりまとめを行う。

(3)交通事故防止、飲酒運転根絶及び労災事故防止の推進

○交通安全運動関係

①事業用トラックによる交通事故実態の把握と要因分析及び事故防止対策の啓発

- ・国が策定した「事業用自動車総合安全プラン 2030」（仮称）を踏まえ、トラック運送業界の目標達成に向け、各種セミナー等を通じ、事故分析結果に基づくより実効性のある事故防止対策を促進する。

②各期の交通安全運動県民総ぐるみ運動への積極的な参画

- ・宮城県警察、各交通安全団体への協賛、ポスター・チラシの共同印刷（県警）、高速道路・自動車専用道路 I C における交通安全運動への参加
- ・各支部安全パトロールの実施
- ・「セーフティ 123」運動への参加と協賛し、協会会員への参加費を助成する。

③交通事故防止対策の推進

- ・本部主催「交通事故防止コンクール」、及び各支部主催「交通事故防止決起大会」等の実施
- ・各種事故防止セミナー等を通じて、交通事故防止の意識の高揚を図る。
- ・飲酒運転防止対策の強化を図る。
啓発グッズの作成、研修会の開催、飲酒運転根絶を徹底し県民、行政機関へ取組みをアピールする。
- ・大型車の車輪脱落事故防止対策の強化
車輪脱落事故防止強化運動の実施（10 月～2 月）
車輪脱落事故防止に係る広報活動の強化（研修会の開催、グッズ配布、ラジオ CM 等）
- ・初任運転者特別指導講習の常設（グッドラーニング）を図る。
- ・広報啓蒙啓発活動の推進、貸出用交通安全教材の充実、飲酒状態体験ゴーグルの貸出し。
- ・法定 12 項目指導教育のオンライン型コンテンツ導入を図る。
- ・県内小中学校に対し、トラックを使用した「交通安全教室」の計画および実施

④安全対策機器等の普及促進（助成事業）

- ・アルコールチェッカー機器導入促進助成 ・安全装置等導入促進助成
- ・ドライブレコーダー機器導入促進助成 ・運転経歴証明書交付助成
- ・運転者適性診断助成（一般、初任、適齢）・事故防止研修会開催・参加助成
- ・運転者健康対策助成（健康診断、S A S スクリーニング検査、脳ドック、血圧計導入促進）

⑤運行管理の高度化への対応

- ・運行管理に活用可能な情報通信技術（ＩＣＴ）の進展に合わせ、運行管理における安全性の向上、労働環境の改善、人手不足の解消等に資するＩＣＴの活用を図る。
- ・ＩＣＴを活用した遠隔点呼、自動点呼の普及促進により、運行管理の高度化・効率化に取り組む。

⑥「運輸安全マネジメント」の普及拡大

- ・運輸安全マネジメントについて、一層の定着と取組みの深度化、高度化を図るため、官民一体で取り組む普及・啓発活動を推進する。

⑦駐車問題見直しへの対応

- ・貨物集配中の事業用トラックに係る駐車規制の見直しが継続的に実施されることとなったことを受け、引き続き、諸課題について情報収集に努め、整備促進を図る。

⑧トラックドライバー・コンテストの実施

- ・安全意識ならびに運転技能の向上を図るため宮城県大会を開催する。又、代表選手による「全国トラックドライバー・コンテスト」への出場等も計画する。

⑨トラックステーションの管理運営

- ・長距離運行トラックの安全運行確保を目的とした、利用者が快適に施設を利用できるよう計画的な保全及び運営に努める。
- ・トラックステーションにおけるアイドリングストップ並びにごみの不法投棄禁止の徹底を期すなど、業界のイメージアップを目指し環境啓発活動を推進する。

○労働対策

①過労死等防止対策の推進

- ・過労死等防止対策の数値目標（過労働時間 60 時間以上の雇用者の割合を 5 % 以下、年次有給休暇取得率 70 % 以上）達成に向け、引き続き関係者が一丸となって過労死等防止対策を推進する。
- ・セミナーや、啓発資料等を通じ、過労死等防止に向けた意識の高揚を図り、過労死等防止対策を普及促進する。

②健康状態に起因する事故及び健康増進・メンタルヘルス対策の推進

- ・ドライバーの睡眠時無呼吸症候群（ＳＡＳ）スクリーニング検査に対する助成を行い、セミナー等を通じて、ＳＡＳ対策の普及・強化に努める。
- ・「トラック運送事業者のための健康起因事故防止マニュアル」等を活用したセミナーや、血圧計の普及等ドライバーの生活習慣病対策を通じて、健康起因事故防止対策を推進する。
- ・セミナーやリーフレット等の啓発資料を活用し、食生活、運動、飲酒、喫煙等の対策を通じてドライバーの健康増進に向けての取組を推進する。
- ・精神疾患による過労死事案の分析を行い、メンタルヘルスに関する対応策を検討する。
- ・中小トラック運送事業者のための健康管理システム（運輸ヘルスケアナビシステム）について、導入・活用を推進する。
- ・睡眠状態測定キットの導入

③労働災害防止、荷主対策の推進

- ・荷主先を含めた労働災害の発生状況等の実態を調査分析・把握するため、陸上貨物運送事業労働災害防止協会等関係機関との連携を図りつつ、第 14 次労働災害防止計画（2023 ～ 2027）を踏まえた労働災害防止に取り組む。

- ・安全衛生管理の徹底と、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の周知・徹底を図る。
- ・陸災防協会が実施するフォークリフト運転技能講習受講料の一部を助成する。

(4)トラック・物流GメンとGメン調査員の連携による荷主対策の深度化の推進

①トラック・物流GメンとGメン調査員の連携による荷主対策の深度化の推進

- ・トラック・物流Gメンをはじめ関係省庁と連携し、事業者の違反原因行為に関する荷主情報の収集を図り、会員事業者、ドライバー等に対し、国土交通省の意見投稿サイトの積極的な周知を行い、ドライバーの労働条件の改善や取引適正化の加速化を図る。
- ・Gメン調査員による、事業者の法令遵守を妨げる違反原因行為に関する荷主情報の収集及びトラック・物流Gメンへの報告により、法に基づく「働きかけ」「要請」「勧告・公表」などの措置を講じるよう、連携強化を図る。

②輸送秩序確立等に係る広報啓発活動の推進

- ・巡回指導において、社会保険料の未加入・未納付対策の強化、車輪脱落事故防止・飲酒運転防止・過労運転防止、960時間順守等のリーフレットを利用した啓発活動を行う。

(5)燃料高騰対策等の推進

①燃料サーチャージ導入の促進

- ・燃料サーチャージについて、事業者が収受できる環境を整備するため、燃料サーチャージの収受に向け、Web広告やリーフレットの配布等荷主への浸透を図るための施策を展開する。

②自家用燃料供給施設整備支援助成事業及び燃料費対策特別融資等の実施

- ・自家用燃料供給施設への助成を実施し、大災害等緊急輸送時における燃料供給体制を整備する。また、最新の排出ガス規制適合車の導入及び物流施設等の整備のための近代化基金融資を推進し、当該利子補給を行う。

③石油製品価格動向調査の実施

- ・石油製品価格の動向を調査し、需給動向や価格の変動要因について分析を行い、対応策を検討する。

(6)多様な施策による良質なドライバーの人材確保、及びマナー教育の推進

①若年層、女性及び高齢者の採用等を含めた労働力確保及び育成教育・定着対策の推進

- ・オートマ限定解除・準中型・中型・大型・けん引免許取得に係る費用に対する支援を行い、若年層、女性及び高齢者ドライバーの確保を図る。
- ・人材確保に向けた職場環境改善を促進するため、「運転者職場環境良好度認証(働きやすい職場認証)」取得の支援及び会員事業者の採用ホームページ開設に対する支援を行う。
- ・協会ホームページ内のインターンシップ登録サイトの充実を推進し、業界への採用促進を図る。
- ・トラック業界の労働力を確保し、定着を図るために、若年者、女性及び高齢者を含めた採用活動、採用後の労務管理等のマニュアルを作成、人材確保セミナーを通じ事業者への支援を図る。加えて、労働力確保に係る対外的な広報活動並びに積極的なPR方策を展開する。
- ・ゴミのポイ捨て問題やあおり運転等、ドライバーのマナー教育のあり方を検討するとともに、啓発ツール等の配布による教育を実施する。
- ・県内小中学校、高等学校に対し「物流の出前授業」の計画および実施

②事業後継者等の育成

- ・将来のトラック業界を担う優秀な人材を育成するため、物流経営士の認定、研修及び中小企業大学校講座受講を促進する。
- ・青年部会において、社会貢献活動や他業種青年組織との交流を通じて、事業後継者並びに青年経営者の育成を図る。また青年経営者等の先進的な事業取り組みに対する支援を行う。
- ・女性の職業生活における活躍を推進するため、女性部会において、実務に即した研修事業及び社会貢献活動等を実施し、女性の採用・育成・定着に有効な施策の検討を行う。
- ・事業承継の方法や好事例をまとめた冊子を活用し、事業後継者の確保・育成に悩む中小事業者への支援を行う。

③運転免許制度等に係る諸課題への対応策の検討

- ・19歳でも大型免許取得可能な「特例教習制度」の活用を図るよう周知に努め、トラック運送業界への新たな人材確保につながる取組みを推進する。
- ・運転免許制度を含めたトラック運送業界における人材確保に係る課題について対応策を検討し、女性や次世代を担う若年労働者層、ドライバー未経験者等の求職者に対し、トラック運送業界の社会的役割等を積極的にPRし、職業としての魅力をアピールする。

④特定技能制度による外国人ドライバーの円滑な受入れに向けた対応

- ・特定技能制度による外国人ドライバーの円滑な受入れが行われるよう、関係機関と連携を図りながら対応するとともに、技能試験への対応や就労後に交通法規などが学習できる外国人向けのテキスト（全ト協作成）を活用し対応を図る。

⑤ドライバーの社会的評価の向上に向けた対応

- ・荷主や一般消費者からのドライバーに対する暴言や、契約にない過剰な要求を行ったり、業務に対して不当な言いがかりや悪質なクレームをつけたりするカスタマーハラスメントに対して、カスタハラ被害防止のための業界独自のマニュアル（全ト協作成）を活用し対応を図る。
- ・一般消費者や荷主に対して、ドライバーの社会的評価の向上に向けた必要な情報発信を行い、カスタハラの撲滅を図る。

⑥ゴミのポイ捨て撲滅

- ・いわゆる黄金のペットボトル等ゴミのポイ捨て問題について、ドライバーのマナーの教育を徹底するとともに、広報、啓発、清掃活動等により、その撲滅を図る。

(7)適正化事業の推進（D・E事業所の重点化）による法令遵守の徹底

全国適正化事業実施機関の事業計画に沿った諸活動及び宮城県トラック協会の事業計画とタイアップした活動を基本に、事業所の法令遵守と事故防止及び運行管理の支援・指導を推進する。また、総合評価がD・Eの事業所に対して重点的に巡回指導を実施し、法令遵守の徹底を図る。

○適切で実効性のある事業所巡回指導

①「巡回指導の指針」及び「巡回指導マニュアル」に基づく巡回指導の徹底を図り、評価手法の均一化に努めるとともに、効果的・効率的な指導の実施に努める。

- ・特に指摘事項の多い「重点項目」については、事業者講習会等で取り上げ周知徹底を図るとともに「過労防止・点呼」については、新規で運用を開始した「簡易版拘束時間管理システム」を利用し、事業者に対して具体の改善点について説明し、理解度を深めていく。

②C・D・E事業者・総合評価の低い事業者等、指導の必要性が高い事業者に重点を置いた指導を実施し、事業者の自立的な改善を図る。

- ・ 前回巡回D評価またはE評価の事業所及び重点項目が連続して指摘のあった事業所ならびに前回C評価事業所に対して事前に改善指導票を発出する。
- ・ 法令を遵守しない悪徳事業者に対しては、早期監査、行政処分を実施するため運輸支局への迅速な情報提供を行う。
- ・ 運輸支局長からの要請に基づく「乗務時間等告示違反営業所に対する特別巡回指導」を適切に実施し、違反行為などについて早期に改善を図る。
- ・ 巡回指導における適切な改善指導を行い、期限内3ヶ月の改善報告を徹底する。
- ・ 巡回評価D・E事業所にあつては、半年後に巡回することとする。また、3ヶ月以内に改善結果報告未提出または指摘事項がすべて改善されない場合および3回連続D・E評価の場合は運輸支局へ報告する。

③新規許可事業所に対して適切な対応

- ・ 新規許可事業者に係る新規巡回指導においては、該当施設の現地確認の励行を含め、適確に実施する。
- ・ 新規許可事業者講習会においては、新規作成した「適正化情報ハンドブック 2025」を用い、重点項目を中心に指導を実施する。また、講習会終了後、運輸開始までの期間に必要な応じて個別指導を行いフォローする。

④令和8年度巡回計画：通常巡回指導710事業者、特別巡回指導5事業者、霊柩事業者個別指導25事業者の合計740事業者の巡回指導を計画する。

⑤Gメン調査員による調査業務の積極的推進

- ・ 巡回指導、電話、訪問調査等により、新たに「違法な白トラ利用」を加えた事業者の法令遵守を妨げる違反原因行為に関する荷主等の情報を積極的に収集し、荷主等への是正指導を行うため、トラック・物流Gメンに迅速な情報提供を図る。
- ・ 運輸支局トラック・Gメンと連携し、荷主等に対して違反原因行為の防止・改善について協力要請を図る。

⑥輸送秩序確立等に係る広報啓発活動の推進

- ・ 巡回指導において、社会保険料の未加入・未納付対策の強化、車輪脱落事故防止・飲酒運転防止・過労運転防止、あおり運転厳禁、ながらスマホ厳禁等のリーフレットを利用し啓発活動を行う。

⑦働き方改革関連法や改正改善基準告示等の法令遵守の周知

- ・ 働き方改革関連法や改正貨物自動車運送事業法について、巡回指導等を通じてリーフレットを活用し法令遵守の徹底を図る。

⑧法改正等による制度見直しの周知徹底

- ・ トラック適正化二法(R7.6.11公布)により、令和8年4月施行の「荷主等による白ナンバートラックへの運送委託の禁止」を含むGメン調査業務について、荷主の違反原因行為の情報を積極的に収集するため、巡回指導時にリーフレットを活用して周知徹底を図る。また「許可の更新制の導入」「適正原価を下回る運賃料金の制限」等、その施行まで期間はあるが、国土交通省作成の説明資料を用いて周知を図り、事前準備について促していく。
- ・ 改正物流法(R6.5.15公布)により、令和7年4月施行の「運送契約時の書面交付義務」及び「実運送管理簿の作成義務」について、巡回指導時にリーフレットを活用して周知徹底を図る。

⑨輸送秩序確立等に係る指導及び広報啓発活動の推進

- ・巡回指導において、社会保険に未加入または保険料未納付であることが確認された場合には、社会保険制度に関する周知を図るとともに、加入または保険料納付の徹底を的確に指導する。
- ・各種啓発リーフレット「下請法は取適法へ」「各営業所に配置する事業用自動車の種別毎の数に係る違反について強化されました」「防ごう大型車の車輪脱落事故おとさない」等を巡回指導時に配布し、事業運営、運行・車両管理等に対する的確な指導に努める。

⑩適正・円滑な苦情処理

- ・貨物自動車運送事業者および利用者からの苦情に対して、体制の充実、対応マニュアルの活用等を推進し、適正かつ円滑な処理に努める。
- ・苦情情報については、適正化情報システムに登録することにより、適正な管理及び活用を行う。

⑪行政機関との緊密な連携による適正化事業の推進

- ・地方実施機関の事業活動の適切な推進を図るため設置した地方評議委員会の運営にあたっては、地域の実情に即した課題を積極的に諮り、有識者等からの意見を事業に反映する等、適切な運営を図るとともに、全国実施機関並びに地方運輸局等との連携にも十分配慮する。
- ・行政との連絡会議（年間に運輸支局と4回、その内労働局1回出席）を開催し、適正化事業の円滑な実施に努める。
- ・運輸支局に対する速報制度への適切な対応に努める。
- ・街頭検査等に参加・協力し、事故防止・安全運行の啓発活動に努める。
- ・新規事業者講習会（運輸支局主催）に参加し、法令遵守について指導する。
- ・巡回指導結果及び未改善項目の共有化を図り、緊密な連携を図る。

⑫安全性評価事業（Gマーク制度）の推進

- ・全国実施機関は実施する安全性評価事業に関し、事業者等への周知、申請受付業務及び巡回指導の優先的な実施等により、安全性評価事業の円滑な実施に協力し、トラック事業全体の安全向上に努める。
- ・巡回指導等を通じ、協会非会員も含めた新規申請事業所の掘り起こしや、更新対象事業者が確実に更新手続きを行うよう各支部での事前相談会や個別指導を実施し、積極的な助言・指導を行う等、本制度の普及啓発に努める。

(8)新技術を活用した物流DXの推進

①自動運転車及び環境対応車等の次世代新技術への対応

- ・2050年のカーボンニュートラルに向けた国の施策を踏まえ、電気トラックや燃料電池トラックなどの環境対応車のほか、合成燃料やバイオ燃料の導入・普及に向けた課題等の整理を行い、適宜、関係機関に対して要望を発信する。
- ・ドライバー不足や生産性向上等に資する自動運転車など次世代新技術を活用した物流の効率化等の推進について、実用化に向けた課題等の整理を行い、適宜、関係機関に対して要望を発信する。

②中小事業者に向けた物流DXの推進

- ・令和7年4月施行の改正貨物自動車運送事業法における運送契約時の書面交付の遵法化について、「運送申込・書面化アプリ」を提供し、浸透を図る。

③総合物流施策大綱に基づく物流DX及び物流標準化の推進

- ・「総合物流施策大綱（2026年度～2030年度）」の柱のひとつである物流標準化と物流DXを推進するため、関係行政機関や関係団体等と連携を図り、物流DXによる生産性向上に向けた取り組みを

進めていく。

【重点施策】

(1)交通事故防止対策のさらなる取組みの推進

①各種交通事故防止対策のあらたな取組み

- ・ネクスコ、高速安協との共同広報活動の計画及び実施
- ・貸出し用飲酒状態体験ゴーグルの貸出し（本部・支部）
- ・法定12項目指導教育のオンライン型コンテンツの常設
- ・睡眠状態測定キットの導入
- ・県内小中学校での「交通安全教室」の実施による広報・啓発活動の推進

(2)大規模自然災害発生時における緊急輸送体制の確立

①大規模自然災害発生時における緊急物資輸送体制の確立及び迅速な対応

- ・「緊急・救援輸送業務実施要綱」に基づき、各支部と連携した輸送体制の確立を図る。さらに、緊急物資の円滑化を図るため倉庫協会との協力体制を構築する。
- ・地方自治体主催の緊急・救援物資輸送訓練に積極的に参加する。また、災害時の緊急輸送が円滑に実施されるよう、本部・支部の連絡・協力体制等の情報連絡網は緊急輸送対策特別委員会等で都度、整備を図る。

②大規模自然災害発生時に備えた災害物流専門家の育成など防災マネジメントの普及拡大

- ・大規模災害発生時における広域的な物資輸送体制の確立を図るため、全ト協及び東北各県ト協と連携し、基礎知識の習得の場を設定するなどにより、災害物流専門家の育成を推進する。
- ・自然災害への対応にあたって、運輸事業者が参考とすべき考え方をまとめた「運輸 防災マネジメント指針」について、官民一体で取り組む普及・啓発活動を推進する。
- ・県および市町村が実施する防災訓練等へ積極的に参加する。
- ・全ト協「災害時物流専門家研修」の開催（宮城県・市町村職員・委員会委員・協会職員の受講）
- ・災害時及び緊急輸送対策に係る体制及び備品等の整備を行う。
- ・災害時におけるトラック輸送の重要性に関する広報活動の計画を図る。

(3)環境・GX対策及びSDGsの推進

①「環境ビジョン2030」の推進

- ・環境基本行動計画「環境ビジョン2030」を踏まえ、次世代自動車の導入支援、輸送の効率化の推進、エコドライブやアイドリングストップの徹底等脱炭素化に向けた環境啓発活動を推進する。
- ・「環境ビジョン2030」のメイン目標達成に向け、11月の「CO₂排出量把握促進月間」を中心に、CO₂排出量簡易算定ツールの活用を含め、事業者におけるCO₂排出量把握への意識高揚を図る。

②SDGs（持続可能な開発目標）への対応

- ・「環境ビジョン2030」の行動メニューとSDGsの関連性の理解促進を図りつつ、トラックの森づくり事業の継続的な実施など、SDGs達成に向けた取組を推進する。

③エコドライブの徹底に向けたEMS機器等の導入及びアイドリングストップ支援機器の普及促進

- ・燃料消費量の削減効果が高いデジタル式運行記録計などEMS機器等の導入のための補助事業を促進する。

- ・アイドリングストップ支援機器導入のための事業を実施する。

④ G Xの実現に向けた環境対応車の普及促進

- ・2050年カーボンニュートラルを見据えたG Xの実現に向け、環境対応車である天然ガス、ハイブリッド、電気及び燃料電池トラックの導入を促進する事業を実施する。

⑤ ゴミのポイ捨て防止事業

- ・広報物の作成や街頭キャンペーン等を計画し、全ト協の事業計画によりポイ捨て防止に資するグッズ等を会員事業者へ配布する。

(4) 広報媒体を活用した対外的なPR対策の積極的な推進

- ・「2024年問題」について、「物流革新に向けた政策パッケージ」等で示されている「商慣行の見直し」、「物流の効率化」、「荷主・消費者の行動変容」に対応するため、各種広報媒体を活用した対外的な広報活動を積極的に推進する。
- ・ホームページおよびメルマガ、SNS、電子版を掲載することにより、会員事業者が必要とする情報をタイムリーに提供するとともに、関係行政機関、荷主企業、一般にも広く業界の活動をPRする。
- ・トラック運送事業の正しい理解促進と社会との共生のため、テレビ・ラジオ等を活用した業界の役割理解促進、及びイメージアップと安全運転並びに省エネ運転を啓蒙する。
ラジオでは「交通事故防止」「環境対策」等、労働者確保対策に向けては、運転免許センターやJ R駅構内にポスター等、また、宮城県サッカー協会とタイアップし冠大会の実施及び競技場の大型看板にポスターを掲示するなど強く啓発を進める。
- ・トラック協会のホームページを見やすく充実させ、また、アイファックス利用をはじめ手段・方法を工夫して、会員事業者への情報提供を適時、適切に行う。
- ・10月9日「トラックの日」を中心にエッセンシャルワーカーとしてのトラック輸送の重要性を広く一般に周知する広報活動を展開する。
- ・荷主等に対し「2024年問題」に引き続き、さらに「2030年問題」への対応、及び燃油費高騰等のトラック運送業界の現状を訴えとともに新たな改善基準告示、適正取引の推進、標準的な運賃の収受、安全性評価事業(Gマーク制度)、引越事業者優良認定制度(引越安心マーク)の普及に向けて、各種メディアへのPR活動を展開する。
- ・将来の業界を担う優秀な人材を確保するため、各種コンテンツを活用し、くらしと経済を支えるライフラインであるトラック輸送の役割を周知する。
- ・様々なイベントへの出展により、トラックドライバーの魅力及びトラック運送業界のPRを図る。